

呉市ガバメントクラウドファンディングに関する業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

呉市では、「やりたいことをチャレンジできる」という創業機運の醸成を図り、地域経済の活性化を担う起業家を一人でも多く輩出するために、「起業家支援プロジェクト」を平成30年度より実施している。

同プロジェクトは、広島中央地域連携中枢都市圏*内で起業（新たな事業展開を含む。以下同じ。）しようとする方を対象に、ビジネスプランコンテストを実施し、事業のブラッシュアップと、プレゼン審査で選定されたプランに対して必要な初期費用を、奨励金として支援する。支援に当たっては、市が実施するクラウドファンディング型ふるさと納税により調達する。

この要領は、呉市ガバメントクラウドファンディングに関する業務（以下「本業務」という。）について、本業務の目的及び内容に最も適した業者を選定するためのプロポーザルを実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

※呉市、竹原市、東広島市、江田島市、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町

2 業務概要

(1) 業務名

呉市ガバメントクラウドファンディングに関する業務

(2) 業務内容

別添「呉市ガバメントクラウドファンディングに関する業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）までとする。

(4) 提案限度額（仕様書に提示した条件での予算上限価格）

825,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(5) 業務委託料の支払方法

本業務完了後、一括払い

3 スケジュール

- | | |
|-----------------|--------------------|
| (1) 公募開始 | 令和8年7月 3日（金） |
| (2) 質疑書の受付期限 | 令和8年7月10日（金）午後5時まで |
| (3) 質疑書の回答期限 | 令和8年7月17日（金）まで |
| (4) 参加表明書等の提出期限 | 令和8年7月24日（金）午後5時まで |
| (5) 企画提案書等の提出期限 | 令和8年7月31日（金）午後5時まで |
| (6) 選定委員会の開催 | 令和8年8月24日（月） |
| (7) 審査結果の公表 | 令和8年8月下旬 |
| (8) 契約締結 | 令和8年9月中旬以降 |

※なお、スケジュールは変更する場合がある。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 過去5年間に、ガバメントクラウドファンディングに関する業務委託の実績を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく資格制限を受けていないこと。
- (3) 公募開始の日から契約締結までのいずれの日においても、営業停止処分の措置を受けていないこと。
- (4) 呉市の契約に係る暴力団等排除措置要領に規定する暴力団等でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

5 書類の提出先等

事務局 呉市産業部商工振興課商業グループ
所在地 〒737-8501
呉市中央4丁目1番6号（市役所本庁舎5階）
電話 0823-25-3814
メールアドレス syoukou@city.kure.lg.jp

6 提出書類等の入手方法

呉市ホームページからダウンロードすること。

※呉市ホームページ（<https://www.city.kure.lg.jp/>）から「しごと情報」へ進み、「しごと情報」ページの「カテゴリー」にある「募集」から「プロポーザル」を選択するとプロポーザルに関するページが表示される。

7 質疑書の受付と回答

(1) 質疑書の受付

ア 本要領及び仕様書の内容に疑義や質問がある場合は、質疑書（様式1）により行うこととする。

イ 質疑書の受付は、令和8年7月10日（金）午後5時までとする。

ウ 質疑書の提出は、事務局へ電子メールにより送信することとする。また、電子メールの標題には、「呉市GCFプロポーザルに係る質疑書」の文字列を必ず記し、電子メール送信後は事務局に架電して受信の確認を行うこととする。

エ 架電や口頭による質疑、提出期限後の質疑、企画提案書等の作成に関連がないと事務局が判断する事項についての質疑は、一切受け付けない。

(2) 質疑書への回答

ア 質疑に対する回答は、質疑書を受け付けた日から概ね5日以内にホームページに

掲載する。

イ 回答に対する問い合わせ及び異議申し立ては、原則受け付けない。

ウ ホームページに掲載した回答の内容は、本要領等の内容の追加又は修正とみなす。

8 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書（様式2）に次の書類を添付して提出すること。

ア 会社概要を示す資料（会社名、住所、設立年月、資本金、職員数等を記載しているもの。会社のリーフレット等、様式は任意とする。）

イ 法人税、消費税及び地方消費税についての未納がないことの証明書（国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3）の原本又はその写し。※税務署で申請日前3カ月以内に作成されたもの。

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出期限 令和8年7月24日（金）午後5時必着

(4) 提出場所 5に同じ

(5) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

- ・持参による場合は、開庁日の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

- ・郵便等による場合は、配達完了が確認できる郵便又は宅配便によるものとし、提出期限までに必着させること。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

提出物	様式	特記事項
企画提案書の表紙	様式3	
企画提案書	任意	A4判（A3判は折り込み）、横書き、文字サイズは10.5ポイント以上とし、文字等の色は指定しない。
業務実績調書	様式4	過去5年間の本業務と類似の業務受託実績を記載すること（10件を超える場合は10件までとし、その契約書の写し等を添付すること。）。
見積書	様式5	算出根拠を記した資料を添付すること。

(2) 提出部数 正本 1部

副本 8部

※正本がカラー印刷を含む場合は、副本もカラー印刷とすること。

(3) 提出期限 令和8年7月31日（金）午後5時必着

- (4) 提出場所 5に同じ
- (5) 提出方法 8(5)に同じ
- (6) 留意事項
 - ア 提案は、1者につき1提案とする。
 - イ 次の全ての項目について企画提案書に記すこととする。
 - (ア) 本業務に対する取組方針や業務遂行に当たっての要点
 - (イ) 仕様書の「3内容」
 - (ウ) その他、独自の提案、工夫等
 - ウ 企画提案書等（表紙を除く）には、会社名等の提案者が特定される情報は記載しないこととする。
 - エ 企画提案書等（表紙及び目次を除く）には、通し番号又はページを付することとする。
 - オ 市販のA4判2穴ファイル等に編冊すること。その際、編冊した状態で、企画提案書等の内容が確認できるよう配慮すること。また、企画提案書等はステープラ等で留めないこととする。
 - カ 提出された企画提案書等が受理された後、提案者による加筆又は修正は認めないこととする。
 - キ 企画提案書等の受理された書類は、提案者に返却しないこととする。

10 辞退

参加表明書の提出後に辞退をする場合は、辞退（取下）届出書（様式6）を事務局に提出（提出方法は8(5)に同じ）する。

11 提案の無効

次のいずれかに該当する提案は無効とする。

- (1) 提出された書類の提出方法、提出先、期限に示された条件に適合しない場合
- (2) 提出された書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 提案限度額を超えた場合
- (4) 提案者が、本要領提示の日から当該業務委託の契約の日までの間に、呉市から指名停止等の措置を受けた場合
- (5) 提案者が、契約締結日までに会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた場合
- (6) 企画提案書等（表紙を除く）に提案者を特定することができる表現・言動を用いた場合
- (7) その他、選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合

12 企画提案書等の審査方法

- (1) 審査は、呉市ガバメントクラウドファンディングに関する業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。なお、選定委員会は、非公開とする。

- (2) 採点は、別表に基づいて行い、各委員の採点順位ごとに定められた配点の合計の高い順から優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。
- (3) 配点の合計が同一の提案者が生じた場合は、各委員の採点順位で第1位を獲得した数が多い提案者を上位とする。それにも関わらず決定しない場合は、別表に基づいて行った各委員の採点合計が高い提案者を上位とする。

ただし、別表に基づいて行った各委員の採点平均が60点を下回る場合には失格とする。なお、全員が失格となった場合には、再度募集する。
- (4) 提案者が1者の場合においても、審査を行う。

1 3 選定結果の公表

- (1) 選定委員会による選定結果については、提案者全員に通知する。また、選定結果の公表に当たっては、優先交渉権者及び次点交渉権者をホームページ上で公表する。
- (2) 選定結果に関する問い合わせ、異議申し立ては、一切受け付けない。

1 4 契約手続等

- (1) 選定委員会により選定された優先交渉権者と、提案内容に基づき協議を行い、必要に応じて修正を行う。その後、協議が整い次第、本業務に係る随意契約を締結する（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）。
- (2) 呉市と優先交渉権者の本業務に係る随意契約を締結するための協議が整わなかった場合又は優先交渉権者が辞退若しくは本実施要領の規定に違反した等の理由により、業務を受託できなくなった場合は、次点交渉権者と当該業務委託について交渉を行う。

1 5 その他

- (1) 本プロポーザルに係る企画提案書等の作成、提出等に要する一切の経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の作成時において入手した呉市の情報、個人情報とは適正に管理し、情報漏洩、不正使用等を行わないものとする。
- (3) 呉市は、提出された書類を、本プロポーザルによる委託事業者の選定以外の目的に無断で使用しない。ただし、呉市が本プロポーザルに関する報告、公表等必要な場合には、事業者の承諾を得ずに企画提案書等は無償で利用又は複製をすることができるものとする。
- (4) 企画提案書等は、呉市情報公開条例（平成11年呉市条例第1号）に基づく情報公開請求の対象となり、非公開とすべき部分を除き公開することがあるものとする。
- (5) 採択された企画提案書等の著作権は、呉市に帰属するものとする。
- (6) 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。
- (7) 本要領に規定されていない事項が発生したときは、選定委員会と呉市が協議して決定する。

呉市ガバメントクラウドファンディングに関する業務に係る事業者選定審査基準

評価基準 評価項目	評価の着目点	配点
企画提案内容	・ガバメントクラウドファンディングの仕組みを理解し、適正な業務遂行ができるか	20点
	・WEBページの作成に当たり、起業家と共に言語化・デザイン化するなど、プロジェクト記事の構成案が具体的か	15点
	・その他、本業務の過程において必要と考えられる事項及び独自の提案・工夫がみられるか	15点
業務実績	・同種又は類似の業務の実績があり、本業務を遂行するために必要な知識・専門性があるか	20点
業務実施体制	・本業務を遂行するための実施体制（責任者、担当者等）は適切か	10点
	・起業家の成長につながる伴走型の支援体制が構築されているか	10点
提案価格	・経費の妥当性	10点

※順位ごとの配点

次のとおりとする。

1位	20点
2位	12点
3位	8点
4位以下	0点